

みえ福祉の「わ」創造事業 実施事業について

みえ福祉の「わ」創造事業事務局
社会福祉法人 三重県社会福祉協議会

少子高齢化の進行や雇用形態の変化、核家族や単身世帯の増加などの家族の変容の中にあつて様々な生活課題を抱える方が多くなっています。その中で、「制度の狭間」から生じる生活課題を抱える方の支援のうち、地域の課題解決に取り組むために、社会福祉法人の協働による三重県社会福祉法人地域公益活動「みえ福祉の『わ』創造事業」が平成28年4月1日から始まります。

当初は次の3事業でスタートし、引き続き「制度の狭間」の課題を解決するための支援策を検討します。

1 生活困窮者支援緊急食糧提供事業

生活困窮者世帯に対し、緊急的に食糧を提供することにより、当該世帯の生活維持及び再建に向けた相談支援を推進します。

○実施内容

- ・当面の食糧に困窮する方に対して、約3週間分の食糧提供を行います。
- ・食糧は、NPO法人セカンドハーベスト名古屋から提供いただきます。配送等の費用について本事業で負担します。

○対象者

- (1) 三重県内に居住しており、緊急的かつ一時的な支援が必要である方
- (2) 本事業による食糧の提供を3回以上受けたことがない方
- (3) 生活保護を受給していない方（申請中を含む）

○利用方法

- ・申請は、各市町の社会福祉協議会で受け付けます。
- ・食糧は、NPO法人セカンドハーベスト名古屋から1～2営業日後を目途に届けられます。受け取りは申請された市町社会福祉協議会となります。

2 緊急時物品等支援事業

緊急性の高い支援を要する生活困窮者世帯に対し、6,000円を上限として必要な物的支援を行います。

○実施内容

- ・生活困窮者の自立相談支援にあたって当面必要な消耗品（水、オムツ、生理用品、カセットガス etc.）等を市町社会福祉協議会で購入し、相談者へ支給します。

- ・市町社会福祉協議会で発生した費用については、みえ福祉の「わ」創造事業事務局（三重県社会福祉協議会）から後日支払われます。
- ・電気やガスが使えず、炊飯ができない方については、カセットコンロの貸与も可能です。
- ・嗜好品やその他生活を維持するのに最低限必要とは認められないものは除外されます。

○対象者

緊急性の高い物品等の購入支援を要する生活困窮者世帯の方

○利用方法

- ・対象者が市町社会福祉協議会で相談される中で利用申請をしていただき、必要となる物品等の購入費用を市町社会福祉協議会で立て替えて支払うことで、購入した物品等は相談者へ即日交付されます。

3 生活困窮者就労活動支援事業

生活困窮者が就労活動を行うための交通費を助成し、就労による自立に向けての支援を行います。

○実施内容

自立相談支援事業の利用者が、就労に向けて対象となる活動を行った場合の交通費について、1行程あたり250円を控除し、1行程あたりの上限額1,500円の範囲内で助成します。

ただし、公共交通機関以外の手段を用いる場合の交通費、居住地管轄または特定隣接地域以外のハローワークまでの交通費、鉄道の普通運賃以外の各種料金は助成対象外となります。

○対象者

生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業の利用者で、次の事由により公共交通機関を利用した方。

- ① 利用者が、自立相談支援事業を2回目以降に利用した場合の自立相談支援機関までの交通費
- ② 居住地を管轄するハローワークを含む職業紹介事業所までの交通費（ただし、ハローワークに関しては、一部の特定隣接地域についても対象に含めます。）
- ③ 企業等における採用面接会場までの交通費
- ④ 生活困窮者自立支援制度の任意事業である就労訓練事業を利用している場合の訓練先までの交通費

○利用方法

利用者は、利用している自立相談支援機関で利用申請書を入手し、所定の欄に訪問先からの証明を受け、市町社会福祉協議会へ助成金を申請し、交付を受けます。

【問合せ先】 みえ福祉の「わ」創造事業事務局 三重県社会福祉協議会 総務企画部
Tel. 059-227-5145 専用メールアドレス mienowa@miewel.or.jp